

第二次モロッコ事件における

カイヨー内閣

梅原京子

序章 本事件の歴史的意義と問題の所在

第二次モロッコ事件とは一般にアガディール事件として知られるもので、一九一一年七月一日ドイツが突然軍艦をモロッコの港アガディールに派遣するという、フランスに対する軍事的示威により惹起された国際的紛争を言う。この事件は単に独仏間の問題に止まらず、英仏露三国協商側の結束を固めて、その後の国際情勢に強く影響を与えた。すなわちこの事件に列強の眼が奪われてゐる間隙をぬつてイタリアは伊土戦争を起し、トリポリタニアを占領してトルコの動搖を誘い、加えてバルカン諸民族のトルコ分割欲を刺激した。かくしてバルカン戦争（一九一二—一三）がヨーロッパ・トルコを消滅せしめ、急激にヨーロッパは二分化の傾向を見せるに至り、遂に一九一四年七月第一次世界大戦の源といふ点で本事件の世界史的意義は極めて大きい。

一方第二次モロッコ事件そのものを見る時、従来は多くドイツ側の史料⁽¹⁾によつて、ドイツ側の立場から取り上げられて來た。それはフランス外交文書ドキュマン・ディプロマティック・フランスの編纂着手が各国に比して遅れたという事情にもよる。⁽²⁾勿論それ迄も黄書（*Livres Jaunes*）の『Affaires du Maroc』の部分を用いて幾多の研究が為されたが、それのみによつては厳密な研究は困難であった。加えて当事件を扱つたカイヨー（J. Caillaux）内閣はそれに続くポアンカレ（R. Poincaré）内閣の華かな前にとかく霞みがちであったという事も、フランス側からの研究を不活発にした一因であろう。少なくとも日本においては横山信氏の『近代フランス外交史序説』を除いて、このテーマを取り扱つた書物あるいは論文は皆無と言ひ得るのではないだろうか。私がこのテーマを取り上げた理由の一つはここにある。

更にフランス側の視点からこの事件を考える時、それが植民地政策の完了及び外交の変質という点で大きな意義を有している事に気付く。言う迄もなくモロッコ經營はフランス植民地政策の長年の悲願であった。⁽³⁾一九一一年一一月四日協定に基く翌年三月の協定がそれを成就し、合わせてルヴァンシュ（対獨復讐）の面からもフランスはドイツに勝利した。従つて当然本事件を通じてフランス側の第一の責任者であり功労者であつた首相カイヨーは勝利の牽引者として榮誉を受けるはずであった。にも拘らず何故カイヨー内閣は政府内外から攻撃されてわずか六ヶ月で崩壊を余儀なくされたのか。本稿では事件をめぐる独仏交渉の過程を実証的

に研究すると共に、カイヨー内閣瓦解の一因として『世論』に着目しておきたい。すなわちデルカッセ (T. Delcassé) が外相を勤めた時代（一八九八—一九〇五年）外交の使命は純然たるナル・インタレストの追求にあると考へられていた。従つて外交は国内政治から大きく独立して居り、まして外交政策に対する世論は無に等しかつた。それが大戦の直前にはフュイ (S. B. Fay)⁽⁵⁾ をして大戦の一因に數え上げさせる程に成長していく。正にカイヨー内閣の崩壊はその過程において世論の成長の中に把握される必要がある。世論と外交の距離がある程度接近し、世論がかなり大きな意味を持つに至つた問題として、すなわち「旧外交」の中に「新外交」的息吹きが感ぜられる問題としてカイヨー内閣の崩壊を考察する事が本稿の目的である。

註

本稿においては独英の外交文書に次の略号を用いた。

- D. D. F.: Documents Diplomatiques Français 1871-1914, Paris, 1929-1959.
- G. P.: Die Grosse Politik der Europäischen Kabinette 1871-1914, Berlin, 1922-1927.
- B. D.: British Documents on the Origins of the War 1898-1914, London, 1927-1936.
- (1) G. P.; Ed. XXIX. (Thimme, F. G. とモラ 1911七年迄) 金四〇巻五〇冊の史料集が完成した); Jackh, E.; Kiderlen-

Wächter, der Staatsmann und Mensch, Briefwechsel und Nachlass. 2 Bde. 1925.; Schön, W.; Erlebtes. 1921.; Bethmann-Hollweg, T.; Betrachtungen zum Weltkriege. 2 Bde. 1914.; Wilhelm II.; Ereignisse und Gestalten aus den Jahren. 1878-1918. 1922.; Tirpitz, A.; Erinnerungen, Neue verbesserte Aufl. 1920.

(2) 一九一九年歿歿のパリ大学総長シャルルテ (S. Charléty) により始められ、一九五九年になって漸く完結を見た。

(3) 既に注目すべき論文として林健太郎「第二次モロッコ事件におけるドイツの政策（一九一一年）」江口、高橋、林共著『国際関係の史的分析』（御茶の水書房、昭和二十四年）があるが、これからの題名が示すようにドイツ側からのアプローチである。

- (4) D. D. F.; Sér. 3, II, no. 278.
- (5) Fay, S. B., The Origins of the World War. New York, 1956, pp. 47-49
- (6) Nicolson, H., Diplomacy. London, 1950, pp. 56sq.

第一章 本事件に至る迄のヨーロッパをめぐる 国際的動向

一九世紀以来吹き荒れたアフリカ分割の嵐の中で、モロッコは数少ない独立国、というより政治的真空地帯として諸帝国主義国家の邊境に於し開放されてゐた。ヨーロッパの貪婪な眼が地中海

と大西洋に臨む北アフリカの要地モロッコに注がれたのも当然であつた。別けても隣にアルジェリアを有しているフランスは積極的に活動し、一九〇〇年一二月仏伊協定⁽¹⁾、四年四月英仏協定⁽²⁾——いわゆる英仏協商(Entente Cordiale)を成立せしめたものである。——更に一〇月仏西協定⁽³⁾を結んでその願望の実現を期した。特に英仏協定はこれらの協定の中核にあるものであり、英仏間の争いを終結せしめたのみならず、国際問題に対しても両国が協力し合うという全般的基礎を造り出した。その意味で『外交革命』⁽⁴⁾というふざわしい。

しかし問題はフランスが全くドイツをモロッコ交渉のみに置いて事にあつた。無気味な沈黙の後五年三月カイザーが突然モロッコの港タンジールを訪問し「モロッコはスルタンの下で独立し、すべての国の商工業に開かるべきである」と宣言した。⁽⁵⁾マドリー条約を楯にした英仏協商への挑戦。これが第一次モロッコ事件(タンジール事件)の発端である。国際会議の開催をめぐつて独仏は対立し、全世界は一触即発の瀬戸際に追い詰められた。デルカッセや駐英フランス大使カンボン(P. Cambon)は「国際会議はフランスの恥である。ドイツは虚勢を張つてゐるにすぎない。」と断固會議に反対した。しかしデルカッセに対する他閣僚の不信は大きく、ついに六月ドイツの圧迫に耐え兼ねた首相ルーヴィエ(M. Rouvier)は閣議を招集し外相を辞職せしめた。かくしてフランスは列国会議を受諾する事となり、ドイツは一応その要求を容認せしめた。翌六年一月、スペインのアルヘシラスで独仏の決

闘ともいうべき会議が開かれた。⁽⁶⁾しかし予想に反してここでドイツが感じたものは英仏間の結束の堅さ、西伊米のフランス支持、すなわちドイツの孤立であつた。既にデルカッセ在職中より英仏軍事提携の問題は採り上げられていたが、それは五年末頃より英仏軍事会談の形をとつて現われ⁽⁸⁾、両国の関係は一層緊密化した。⁽⁹⁾また日露戦争の結果財政が窮乏したロシアはその再建の為フランスから借款を受ける事を欲し、フランス首相ルーヴィエはモロッコ問題でロシアがフランスを支持する事と関連させながらこれを承認した⁽¹⁰⁾。ここで見落し得ないのはアメリカの態度である。カイザーの提唱した国際会議開催には賛成しつつもドイツの世界政策を危惧し、ドイツの如何なる特殊な要求をも拒否する事によりフランス支持にまわつた。⁽¹¹⁾かくしてドイツが頼り得たのはオーストリアのみであった。アルヘシラス議定書が警察権化においてフランスの優越を認めた事にもまして、ドイツの独立の露呈⁽¹²⁾といふ事はドイツ外交の敗北を意味した。他方ビヨルケ密約挫折以来顕著になつた英露接近は七年八月英露協定⁽¹³⁾となり、ここに三国協商は成立した。

アルヘシラス会議の後二年間は独仏関係は一応平穏であつたといつて良い。しかし会議が独仏間に横たわる問題やモロッコの本質的な状態に解決を与えたのではない事は八年九月のカサブランカ脱走兵事件が証明している。この結果九年二月カサブランカ協定が締結され⁽¹⁴⁾独仏両国は経済的には平等であるが、フランスは政治的特殊利益をも有する⁽¹⁵⁾旨を約した。これはフランス側にと

つてアルヘシラス議定書の一歩前進であつた。しかしこれに至る過程はオーストリアにより宣せられたボスニア、ヘルツェゴヴィナ併合との関係において把握されねばならない。日露戦争後ロシアの外交政策の関心が極東からバルカンに移されたので、バルカンをめぐる暴露の対立は不可避になつた。一方ドイツにとって唯一の友好国オーストリアとの関係は非常に貴重なものであるので、その最後の同盟国を重視する余り、ドイツ外交はオーストリヤのそれ、特にバルカン政策に追随する事になり、一層協商三国の一国ロシアとの溝を深めるに至つた。この様に東ヨーロッパ問題を重視せざるを得なかつたドイツは、他の地域で新たに危険を加えるのを好まず、モロッコ問題においても次第に譲歩する傾向にあつた。一九〇九年協定もかかる状況の下で理解あるべきである。要するにこれは、東ヨーロッパがドイツに強制した妥協の産物と表現し得る性質のものであった。

バルカンはロシアを始めとするヨーロッパ諸国の戦略上の重要な拠点であり、火薬庫と言うにふさわしいがフランスは例外であった。フランスにとってその関心は一貫してモロッコとライオンの河岸に向けられて居り、バルカンで危険を冒す気持は毛頭なかつた。のみならず、この危機が激化して戦争を惹起するのを何とかして防ごうとした。だからこそ、この間の独仏間の小康状態は保たれたとも言えよう。しかしこの不安定につくられた平和も、一年第二次モロッコ事件の前に脆くも崩れた。⁽¹⁶⁾

註

- (1) フランスのモロッコにおける特殊権益を承認した。D. D. F., Sér. 2, I, no. 17.
- (2) フランスがエジプトを放棄する代償として、イギリスはフランスにモロッコの安寧を監督し、モロッコが必要とするすべての改革に助力を与える権利⁽¹⁵⁾を許した。
- (3) フランスは、モロッコ分割の場合スペインにも相当の分け前を与える事を前提にしてスペインに英仏協定を承認させ、フランスとスペインはスルタンの下におけるモロッコ帝国の保全を約束した。
- D. D. F., Sér. 2, V, nos. 353, 361.
- (4) 高橋幸八郎「英仏協商の展開（一九〇四年—一九〇六年）—英独世界政策の方向決定とモロッコ事件＝日露戦争—」、江口、高橋、林共著、前掲書、一六一頁以下参照。
- (5) D. D. F., Sér. 2, VI, nos. 210, 211.
- (6) Ibid., Annexes, I, Note.
- (7) 1月16日も(11月11日迄)⁽¹⁶⁾ Ibid., Sér. 2, IX, nos. 3-327.
- (8) Grey, E., Twenty-Five Years. 1892-1916. London, 1925, I, p. 76.
- (9) 英外相グレイ(E. Grey)は国際会議を前に「イギリスはフランスを誠実に支持する。もしもフランスがモロッコに関するイギリスと戦争を余儀なくされた場合、イギリスの名誉の為にもフ

「ハノスに味方する」血を流ぐれど。ゲンヤの財質を金むへギ
リスの態度に闇づけ、B.O., III, nos. 210-216, 299.

(10) D.D.F., Sér. 2, VII, no. 455.

(11) Morison, E.E., ed., *The Letters of Theodore Roosevelt*.
Cambridge, IV, p. 1302. D.D.F., Sér. 2, VII, no. 85.

(12) 一九〇五年ツェンカハムのヨルハルケに於てロント、エーベン
両皇帝の間に調査された紛糾。その骨子は両国とのずれかが他
の列強（イギリスを想定）による攻撃を受けた場合、互いに援
助を与える事であり、カイザーは更にロシアの仲介によるフラン
クスの参加を期待した。しかしこれは當時の情勢に適さず、宰
相ブルーロー（B. Bülow）とかマッテ（R. Witte）の反対にあ
立ち消えとなつた。

(13) B.D., IV, Appendix, I.

(14) D.D.F., Sér. 2, XI, no. 642., G.P., XXIV, Nr. 8490. な
おその秘密文書には「ドイツ民族はモロッコ政府内で如何なる
地位も受けないだらうし、例え受けたといつてもどんな企業や經
済協力などあるまい、ハノスの利益の優越は考慮されぬよだい
ね」と記してゐる。

(15) Brandenburg, E., *Von Bismarck zum Weltkriege*, 1925.;

— translated by Adams, A. E., *From Bismarck to the
World War*, London, 1933, p. 335.

(16) 以上のヨロッコ問題は用ひて Fay, op. cit., pp. 141-250.;
Gooch, G.P., *History of Modern Europe*. (エドワード History

七編) London, 1924, pp. 337-457.; ditto, "Franco-German
Relations" 1923—Studies in Diplomacy and Statecraft, London, 1948, pp. 1-60. に依拠した。

第二章 カイヨー内閣成立の歴史的背景

カイヨーはワルデック・ルノー（R. Waldeck Rousseau）内閣
(一八九八—一九〇一年) とクレマンソー（G. Clemenceau）内閣
(一九〇六—一九年) 時代にその財政的手腕により藏相を勤めた。
クレマンソーが辞任した後九年七月に組閣したブリアン（A. Bri-
and）内閣においては、カイヨーとブリアンとの気性は両立し難
く、カイヨーは閣外に去つた。ブリアンは前任者とはほぼ一致した
外交政策を採つたが、これはピシヨン（S. Pichon）が引き継ぎ外相
の任にあつた事からも予想され得る事であつた。この間の対独外
交はフランスが安易な独仏提携に走らぬ様留意しながらも、独仏
関係を悪化せしめぬ様配慮されていた。

第一節 ヨロ・サンガ問題

独仏友好関係の一環として一九〇九年協定の趣旨に基いて計画
されたのがヨロ・サンガ（N'goko-Sangha）開発計画であり、こ
の独仏経済提携により両国の結びつきは少なからず強化されるは
ずであつた。

今世紀の初め新聞は多かれ少なかれ個人の利に尽して収益を増していた。「タン(Le Temps)」の顧客の一人メタイエ(Mestayer)は一八九九年仏領北コンゴの免許を得て、そこに土地開発の目的を持つゴコ・サンガ会社を設立した。一九〇五年彼は租界に独立南カメールーンのドイツ商人達が侵入するのを許したとして本国植民地省を告訴した。しかし一向進展しないので、八年末更に外務委員会と植民地委員会に苦情を持ち込み、その結果「タン」の外交政策面担当者タルデュー(A. Tardieu)と駐仏ドイツ大使館参事官ランケン(O. Lancken-Wakeritz)の間で交渉が始まられた。そこでゴコ・サンガ会社と南カメールーン会社との間に借款団を創設する事が内定し、更に外務委員会は満場一致でゴコ・サンガ会社に補償金を支払う事を決定した。これに対し、植民相ミリエ・ラクロワ(R. Milliès-Lacroix)は反対し「会社には一サンチームだつて支払う義務はない」と述べたが、この時メタイエは「我々は望みを達成するだろう。何故なら私の背後には二百人の議員とすべての新聞が控えているのだから」と警告した、と言われる。一方外相ピション、南カメールーン会社社長ゼムラー(Semler)は、この交渉を一九〇九年協定の適用と考えて大いに乗り気であった。九年未、二植民地会社は同等の資格で合同する事に交渉がまとまり、首相ブリアン支持の下、外相ピションはミリエ・ラクロワの後植民相に就任したトゥルイロ(J. Trouillo)とコンビを組んでその協定に賛成し、補償金の支払いを約束した。一〇年四月その額は二三九万三千フランと決定した。もともとこの交渉は飽

く迄非公式なものであった。問題は△ドイツ側は借款團を一九〇九年協定の適用として提示したか。補償金は正当であるか。△という事である。この点を理由にブリアン内閣打倒の火の手を上げたのがカイヨーであった。すなわち彼は彼自身が議長を勤める予算委員会で、八月△コンゴの地方予算という名目の変則的な支出△を追求してゴコ・サンガ計画に一撃を加え、ベルトー(M. Berteaux)、クリュッピ(J. Cruppi)等を巻き込んでブリアン内閣を解せしめた。

ゴコ・サンガ計画挫折はドイツ政府に不満を抱かしめたのみならず、ラインの彼方の世論をも煽り立てた。⁽¹⁰⁾後にブリアンは「カイヨーを中心とした人々が私に反対して同盟したその色々の結果の一つがアガディールであり、他がモロッコの軍事的征服であった」⁽¹¹⁾「ゴコ・サンガ問題が一九〇九年協定を打破ったという意味で、大戦の眞の責任はカイヨーにある」と述べている。そしてその強い語調を△ブリアンーカイヨーの対決△の結果として簡単に片づける訳にはゆかない。事実ゴコ・サンガ計画に反対した人物としてカイヨーはドイツ人の脳裏に刻まれ、事ある毎にそれが頭を抬げたからである。その意味で後述するパンテル(Panther)号派遣を考える時、ゴコ・サンガ問題は大きく浮び上るのである。⁽¹²⁾しかしこの一件からカイヨーを反独派とするのは早計である。彼を反独派、親独派の何れかに色別することは難しい。財政に通じ、前後三回も蔵相を勤めた彼の事であるからその決定は経済的考慮にもよっていたと思われる。しかしこの場合には主として△ブ

リアン打樹』¹⁴という政略的意図から財界の有力者及び左翼と結んで計画に反対したのである。¹⁵ブリアンとカイヨーとは相和し得ない政敵であった。だからこそアガディール以後、彼はタルデューやランケンと新たな関係を持つに至るのであり、後述するように『親独派』との印象をさえフランス国内に生み出す余地をつくる事になる。

第二節 フエズ派兵からキッシンゲン会談へ

一九〇九年協定で定められた独仏の経済的機会均等＝独仏協力の実行の為に鉱山、公共事業、鉄道敷設事業等の計画が立てられた。既に七年シュナイダー (Schneider)、クルーズ (Creusot) 及びクルップ (Krupp) により『モロッコ鉱山連盟』が創られたがスルタン＝ムライ・ハフィード (Mula, Hafid) から鉱山権を得ているマンネスマン (Mannesmann) 兄弟商会により反対を受け、両者は衝突した。九年交渉がパリで始められたが折り合わず決裂し、鉱山での独仏提携は失敗に終つた。また公共事業の領域においては水道、電車、灯台、港湾労働を扱う『公共労働者のモロッコ協会』¹⁶がフランスとドイツの資本家により設立されたが、これもイギリスの介入により失敗した。モロッコ鉄道の敷設は独仏が妥協し合い協定の見通しは明かるく調印寸前迄いった。ところがこの時ブリアン内閣が崩壊しモニ (E. Monis) 内閣が誕生した。それと共にフランスの政策が変化し、結論を見ないまましばしの

時を経た。結局閣議はゴコ・サンガ借款と共にモロッコ鉄道計画への参与を否決した。¹⁷これには「フランスはモロッコにドイツ人の駅長を置くつもりはない」と述べたカイヨーの意志が強く働いていたと思われる。一方ドイツでも交渉の失敗を認め、外相キーデルレン (A. Kiderlen-Wächter) は「鉄道交渉の失敗が私の眼を開いた」¹⁸と述べた。

引続くモロッコの無政府状態は、フランスに警察力と軍事力を着実に伸長させる口実を与えた。ムライ・ハフィードは最後通牒をつきつけられて、止むなく彼を完全にフランスの支配下に置く事になる借款を受け入れた。このフランスの勢力拡大に伴つて、一九〇九年協定で意図された独仏の経済的平等及び十分規律のとれた政府を頂点とするモロッコの独立という考えは次第に有名無実化していった。

一九一一年二月、ブリアン内閣は解した。この際首相候補にベルトー、クリュッピ、カイヨーの三人が上った。ベルトーは急進社会党の党首で、且つ予算委員会議長やルーヴィエ内閣の下では陸相を勤めた実力者であり、また裁判所の高官であつたクリュッピは鉄道ストライキを糾弾して前内閣打倒に力があつた。しかし最も有力だったのは予算委員会を牛耳りゴコ・サンガ問題を種にブリアンを失墜せしめたカイヨーであつたと思われる。大統領ファリエール (A. Fallières) は敢えて一人を選ぶ事をせずベルトーを陸相に、クリュッピを外相にそしてカイヨーを蔵相に任じ、仲裁者的存在としてモニを首相に任命した。¹⁹モニ内閣が最初に処

理したのがゴコ・サンガ問題、次いで直面したのがモロッコ問題であつた。

モロッコの政情不安は相変わらず続き、土民の反乱は激しくなつた。更にフランス士官がモロッコ軍の長になつた事が回教徒の狂信性を煽り立てた事も事実である。⁽²¹⁾ そして確かにモロッコ在住のフランス人から「フェーズのヨーロッパ人の生命が危険に曝されている」という報告もなされた。⁽²²⁾ しかし出兵せねばならない程の危険がフェーズに迫つていたらうか。それは疑問である。アルヘシラス議定書によればフランスの開港地警察権は一九一一年末を以て満期となつていたので、モロッコの確保にフランスは焦慮せざるを得なかつた。この焦りがフェーズ派兵を生み出したと言えよう。

外相クリュッピは外交には素人だったので、勢いケー・ドルセ別けでもそれを代表する駐英フランス大使カンボンのイニシアチヴが表面に出る事になつた。彼がモロッコに積極的意志を持つていた事は、四月四日イギリス外務次官ニコルソン (A. Nicolson) に「フェーズの状態が改善されなければフランスはある軍事的措置を探ろう」と報告し、翌日息子に「ヨーロッパ人の生命が危険に曝されているのに拱手傍観する事は出来ない」と書き送つてゐる事からも察せられる。派兵はカンボンの助言の下に計画されていたが、復活祭の前日首相モニと、当時海相として政界に復帰していたデルカッセがチュニジアに、カイヨーがロンドンに赴いていた時、クリュッピとベルトーの間で決定が下された。⁽²³⁾ 他の閣僚にとっては正に寝耳に水の出来事であり。急遽二三日、閣議が開かれ

た。この席でクリュッピはドイツも他のアルヘシラス条約調印国もすべて賛成すると確信していると非常に樂觀的見解を述べた。

カイヨーは個人的には派兵に反対だが、他の閣僚同様既成事實を承認する他なかつた。⁽³¹⁾ フランスはアルヘシラス条約を重視し、フェーズの秩序が回復されるや否や、軍隊を撤退する旨を駐独フランス大使ジユール・カンボン (J. Cambon) を通じてドイツに通告した。しかし、ドイツ側は不信感を表明した。先ずベートマン (T. Bethmann-Hollweg) は「危機に瀕しているのはスルタンであつて、ヨーロッパ人ではないからフランスの行動を支持出来ない……三年間の仕事を破壊する様な困難な事態が始まるかもしけれぬ」と警告した。⁽³²⁾ キデルレンも「ドイツは再び行動の自由を持つ事にならう」と覚書に記している。⁽³³⁾ 彼の言を借りれば『水の上の油の広がり』の如きフランスの行動により、モロッコ問題はまた蒸し返された。以上のようにドイツ政府が、フェーズ派兵をアルヘシラス秩序の弔鐘と見做したのに對し、イギリス外相グレイ (E. Grey) はフランス支持を堅持した。⁽³⁵⁾ 五月一九日飛行機事故でベルトーが死に、モニも重傷を負うという惨事の二日後フランス軍はフェーズに入城した。

一方モロッコ経済をめぐる独仏交渉は中断されたままになつてゐた。クリュッピは直ぐにも再開したいと思つたが駐仏ドイツ大使シェーン (W. Schön) は何の訓令も受けていなかつた。派兵に対するドイツの沈黙に不安になつたクリュッピは、駐独フランス大使ジュール・カンボンにドイツ指導者の腹の中を探る様に命じ

た。六月一一日ジユール・カンボンは宰相ベートマンを訪れ、関税交渉、モロッコ鉄道について話し合った後、フェズ派兵の問題に入つた。この時カンボンはモロッコを『何時かはフランス側に落ちねを得ない熟れた果実』と表現した。会談の最後にベートマンはカンボンに、キッシングエンに湯治に行つてゐる外相キデルレンと話し合う様にと勧め、この様にして有名なキッシングエン会談は六月二〇日、二一日行なわれた。先ずキデルレンはフェズ派兵に對して不満を述べ、カンボンは一九〇九年協定で承認されたフランスの政治的勢力を楯に応酬した。それに対しキデルレンは「勢力範囲」という事は保護権設定を意味するものではない。フランスは眞の保護領を組織すべく前進している。それは一九〇九年協定に含まれてはいらない」と答えた。ここでカンボンは一般討議を要求した。キデルレンは「よろしい。しかし会談をモロッコに限定するならば我々は何物をも得ないだらう。亀裂が出来た壁に漆喰を塗つても無駄である」と答へ、カンボンはそれに對し「もしも貴国がモロッコで何物かを欲するならば交渉を始めない方が良い。フランスの世論がそれを許さないだらうから。貴国は他の方面を探さねばならない」と述べた。この後双方は互いに相手側の要望を探るうとしたが、結局カンボンが帰国して政府と相談する事となり会談は終つた。二人が別れる時キデルレンは『パリから何物かを持ち帰れ』とカンボンに告げたのであつた。この会談の模様⁽³⁷⁾を記した電報はモニ内閣が互解する前日クリュッピの下に届き、問題はそのままカイヨー内閣に引継がれた。

(1) Caillaux, J., *Mes Mémoires* (カイユーのメモワール) Paris, 1942-1947, II, p. 4.; Binion, R., *Defeated Leaders*,

The Political Fate of Caillaux, Jouenel, and Tardieu, New York, 1960, p. 31.

(2) Fleurieux, R., Joseph Caillaux, au Cours d'un Demisiecle de Note Histoire. Pasis, 1951, p. 81.

(3) Weber, E., The Nationalist Revival in France, 1905-1914. 1959, p. 86.

(4) 南カメールーン会社はその進出が公認された機会が到来した事を喜び、ローヌで利益を広げる事が出来ればセロッコでの利益を犠牲にしても構わないと考えた。一方所詮それとの競争にたち抗ち出来ないローヌ・サンガ会社はこの地方を併合する事によりすぐれて手を入れる事になると考えた。

(5) Caillaux, op. cit., p. 36.

(6) D.D.F., Sér. 2, XII, no. 178.

(7) 予算委員会はカイヨーにひいて扱ふ11人、すなわちヴァイオレット(Viollette)、ルメシエラック(A. Messimy)により管理された。委員会は「ローヌ・サンガ計画は一九〇九年協定の結果とは思えない。……ローヌ・カメールーン国境における事件にはフランスの責任はない」、という態度をとつた。 Suarez, G., Briand, sa Vie, son Oeuvre avec son Journal et de Nomb-reux Documents Inédits. Paris, 1938-1952, pp. 321-322.

- (8) 一〇月一一日外相シムラは駐独フランス大使カンボンと計画挫折を通告した。D.D.F., Sér. 2, XII, no. 591.
- (9) 以上シムラ・カンボンが題題にてこゝれが用ひられ Binion, op. cit., pp. 218-223. 及る Suarez, op. cit., pp. 311 sq. と依った。
- (10) Suarez, op. cit., p. 325.
- (11) Ibid., p. 326. 一九一九年一一月二日、シムラ・カンボンはメニエの演説。
- (12) Ibid., p. 329. 一九一八年二月付けノートより。
- (13) ペハテル即派遣の数日後行なわれたランケン＝タルデューエン談において、ランケンはカイヨーに対する不信感を表明している。タルデューエン「ついで貴国はアガディールに向つたのか。」ランケン「カイヨー政府がフランス派兵の責任を逃れ、フランス軍を駐留させたまことにして置くのを恐れたからだ。」タルデューエン「フランス政府に通告をしなかつたのは何故か。」ランケン「『アガディールに反対した人物から何が期待出来よつか。』 Caillaux, Mémoires, II, pp. 109-110.
- (14) Suarez, op. cit., p. 320.
- (15) 一九〇九年協定による独仏の大的な軍需工場は正式に提携した。Carroll, E. M., French Public Opinion and Foreign Affairs 1870-1914, New York, London, 1931, p. 233.
- (16) Gooch, History, p. 463.; Fay, op. cit., p. 277.
- (17) Binion, op. cit., p. 34.
- (18) Caillaux, Mémoires, II, p. 63.
- (19) Caillaux, Agadir, Ma Politique Extérieure. (アガディール) Paris, 1919, pp. 90-91.
- (20) Caillaux, Mémoires, II, pp. 43 sq.; Fleurieux, op. cit., p. 91.
- (21) ヌの癡迷(シカベモ)の反祖(アヌス)ルセイヌ。
- (22) Caillaux, Agadir, p. 92.; ditto, Mémoires, II, p. 64.
- (23) D.D.F., Sér. 2, XIII, no. 210.; Fay, op. cit., p. 278.
- (24) Caillaux, Mémoires, II, p. 64.
- (25) Cambon, P., Correspondance, 1870-1924, Paris, 1940-1946, II, pp. 312-313.
- (26) Eubank, K., Paul Cambon, Master Diplomatist, Norman, 1960, p. 135.
- (27) 五日臣駐独大使シムラ・カンボンはサルモンに内閣への派兵を口頭で予告し、五日文書にもいつて通告した。
- D.D.F., Sér. 2, XII, no. 219
- (28) Caillaux, Mémoires, II, p. 66.
- (29) クラリエラ・シムラの時、シムラが何ら反対しない事を示す為に辯護するシムラ・カンボンとの会談の写しを読んだ。それは「私は(辯護)されねば成らぬ。何故なら私は貴国の国民の為に責任を負ふ事や理ふでござらないからだ。しかしあなた方に激励をもつておられるやうだな」ことであるのだつた。
- Caillaux, Agadir pp. 93-94.; Binion, op.cit., p. 35.

(30) Caillaux, Mémoires. II, pp. 64, 77.

(31) Ditto, Agadir, p. 93.

(32) 一九〇九年から一年ほど。

(33) D.D.F., Sér. 2, XIII, no. 254.; G.P., XXIX, Nr. 10535.

(34) 四月一九日付け覚書。《占領は再撤退するものと爲し。」。のトドスルタンが統治する事になれば、エイシは最早スルタンをアル・シラス条約が定めた独立した主権者とは見做し得ない。アル・シラス条約と一

九〇九年協定は破棄せられたものとする。エイシは再び記金な

行動の自由を持つ事にならう。》G.P., XXIX. Nr. 10545.; Fay, op. cit., p. 279; 尚五月三日の覚書には《エイシはイニシアチ

ヴをもつて事を抱えて置き、アガディールの日が到来するのを待つ方針である。》である。G.P., XXIX, Nr. 10549. もの意味で神川氏は彼を《アガディール劇の発頭人》としている。神川彦松『近代国際政治史・新世界帝国興亡時代史』実業之日本社、昭和二五年、二八一页。

(35) グレイはカイザー訪英中に駐英ドイツ大使メッテルヒ (P. W. Metternich) の質問に答えて「フランスの行動はモロッコの政治状態を変革しようとしたのであるのではないから何ら抗議の必要性を感じない。ヨーロッパ人を救うのはむしろ義務であり、全世界にとって利益となるだろう」と述べた。

Siebert, B., Diplomatische Aktenstücke zur Geschichte der Ententepolitik der Vorkriegsjahre. Berlin, 1925, p. 417.—

quot. in Gooch, History, p. 468.

(36) Caillaux, Mémoires, II, p. 68. ditto, Agadir, p. 96.

(37) 「——トマ・カハギー会談に關して。」

D.D.F., Sér. 2, XIII, no. 349.; G.P., XXIX, Nr. 10565, 10600;

(38) D.D.F., Sér. 2, XIII no. 364.; Caillaux, Agadir, pp. 99-100.

第三章 本事件におけるカイヨー内閣

第一節 アガディール

一九一一年六月末モニ内閣の後を受けてカイヨー内閣が成立した。その組閣に当たって彼が最も苦慮したのは外相の人選であった。フランス派兵の責任者クリュッピを他のポストに移した後、必ずブルジョワ (L. Bourgeois) に、次いでポアンカレに外相のポストを申し出たが健康や家庭の事情を口実に何れにも拒否された。

彼自身が外相を兼ねる事も考えたが、国内に重要な問題が山積している時それも不可能と考え、結局押し出しは立派だが愚鈍な男エ・セルヴ (J. de Selves) を傀儡という意味をもつて外相に就任せしめた。⁽⁵⁾ カイヨーが外交問題に一つの見識を有しながら、外交経験のない人物を外相にしたという事がやがて問題を複雑にする事となるのである。組閣が成ったのは二八日であった。

七月一日駐仏ドイツ大使シェーンは外相ド・セルヴにドイツ政府の指令を報じた。すなわち△原住民の間の動乱に驚いたドイツ商館が彼らの生命と資産を保護して欲しいと要請したので、ドイツ政府はアガディールに軍艦を派遣した。……モロッコにおける事件が鎮圧されるや否や軍艦は退去するであろう。⁽⁹⁾ △加えてシェーンは「アルヘシラス条約は死滅した。ドイツは友好的にモロッコ問題の話し合いに応ずる」と述べた。モロッコ問題は急を告げた。ド・セルヴは「直ちにフランス軍艦をモガドールに派遣すべきだ」と考えた。しかし首相カイヨーは「アガディールに軍艦を派遣する事は戦争行為に他ならないし、モガドールに派遣する事は弱い意志表示にすぎず、むしろフランスの恥辱である」とした海相デルカッセの意見に従い、何処にも派遣しないことを決定した。その代わりに一時外相代理を勤めていた四日、「パンテル号派遣という行為により会談に誘いをかけて来たのだから、先ずドイツが我々にその欲する所を提示すべきである。アガディールの示威行為の範囲と目的をドイツに尋ねる様に」と駐独フランス大使ジユール・カンボンに指令し、加えて前日ドイツから提案された独仏西間の会談⁽¹⁰⁾をイギリス、ロシアの参加無しには受諾出来ないとして拒否した。キッシングンでのキデルレンの要求に反してジユール・カンボンは△パリから何物も持ち帰らなかつた。⁽¹¹⁾ のである。

翌五日イギリス外相グレイはフランス政府に二つの解決策を提示した。⁽¹²⁾

(1) ドイツがアガディールから、スペインがエル・クサールとララシユから、そしてフランスがフェズから撤兵する事によつてモロッコを以前の状態に戻す事。

(2) ドイツに代償を与える事。

カイヨーは(1)の方法を屈辱的敗北として避け代償を決める為に交渉が始められた。⁽¹³⁾ 七月九日ジユール・カンボンはドイツ外相キデルレンと会談したが、その模様はキデルレンのメモワールによれば次の様なものだつた。

△カンボン氏は葬儀人夫の様な顔付きをして、健康状態を尋ねても、タバコを勧めても消沈していた。長い沈黙が訪れた。……私はカンボン氏に『過去を非難し合うよりももつと有益な将来の為の会談をしよう』と告げ、遂に二人の口からコンゴとトーゴーの言葉が発せられたが、双方共それ以上公約しようとはしなかつた。⁽¹⁴⁾

この外交フェンシングも、一五日キデルレンがその持ち札を見せる事により進展した。彼は地図を持ち出して仏領コンゴ⁽¹⁵⁾全体を要求したのである。カンボンは驚きの余り倒れん許りであつた。キデルレンは続けた。「その代わりに貴国に北カメールンとトーゴーを与えよう。貴国はスペイン、イギリス、イタリアからもモロッコでの自由を買い取つたが、我々を無視したままである。フランスはフェズ派兵前に我々と交渉すべきだつたのだ」。カンボンは全コンゴを割譲する事は世論が許さないだろうと断言した。⁽¹⁶⁾

英仏協商以来イギリスが次第にフランス支持の態勢を整えて来た事は述べた通りであるが、なおまだ完璧な味方というには距離があつた。しかし『パンテル号派遣』のニュースは、ケー・ドルセよりもダウニング・ストリートで驚きと憤りをもつて迎えられた。⁽²²⁾ 事件の起る何週間も前から外相グレイはドイツがモロッコの大西洋側に海軍基地を設置するのを恐れていたが、実現の可能性が大きくなつたと判断した七月四日、遂に、

『我々はモロッコに無関心であり得ない。我々はフランスと我々自身のモロッコでの利害を考慮しなければならない。軍艦がアガディールに派遣された事により新事態が成立した。今後の発展はこれ迄以上に直接イギリスの利害に影響を及ぼすであろう。それ故我々は我々を除いて為される如何なる新協定をも認め得ない。』⁽²³⁾

警告を発した。しかし、これにはイギリスの大きな誤解があつた。もしもグレイが『ドイツの眞の目的はモロッコではなくコンゴにある。』⁽²⁴⁾ と知つていたら、もっとと平静であり得ただろう。彼はこの演説に対するドイツの何らかの返答を二週間以上も待つていたが、ドイツは沈黙したままだつた。これに対し一二月五日に到りドイツ宰相は『アガディールは新事態をつくり上げた。』⁽²⁵⁾ といふ宣言は我々には返答を必要とする質問の様には思えなかつた」と述べている。しかしども角この沈黙がイギリスの疑惑を招く事となつた。そして一五日のドイツによる全コンゴ要求が更にイギリスの疑いを深め、『国際会議を招集するイニシアチヴをとつて欲

しい』とのド・セルヴの要請も、イギリスの心配を増す力となつた。⁽²⁷⁾ そして二一日英蔵相ロイド・ジョージ (D. Lloyd George) によりマンショーン・ハウス・スピーチとして知られる演説がなされた。この内容もさる事ながら、これが首相アスクライス (H. H. Asquith) の承認を得た上で、むしろ親獨派と目されていたロイド・ジョージの口から発表されたという演出効果も無視され得ない。このスピーチはドイツに対する脅迫と見做され、激昂はドイツ国内に吹き荒れ、カイザーと宰相ベートマンの努力がなかつたなら、これはた易く戦争と結びついたであろうとも言われる。⁽²⁸⁾ この様な国際的情勢の中にあり、次節に記す様なフランス国内の政治態度の下に独仏関係は展開される。

第二節 勢力関係の交錯

フランス側の交渉態度を見る時注目すべきは首相カイヨー、外相ド・セルヴ、駐英大使ポール・カンボンに代表されるケー・ドルセの足並みが揃つていなかつたという点である。七月一日フランスは軍艦を派遣しない事を決定し、ド・セルヴも自説を撤回したかに見えた。が、同日彼はカイヨーに秘してポール・カンボンに宛て、フランスは軍艦派遣の可能性があるが、その場合イギリスはそれに加わる用意があるか否かを聞いた様にと訓令したのである。四日カンボンから「イギリス政府はモロッコにイギリス軍艦を送る事を是認しないが、フランスへの条約義務は守るつも

りである」⁽³¹⁾旨の返事が送られたが、それを受け取ったのは一時外相を兼任していたカイヨーであつた。彼はド・セルヴの軽率な態度に驚き「アカデイールにせよ、モガドールにせよ、フランス軍艦派遣については早まつて判断してはならない」⁽³²⁾と指令しなければならなかつた。すなわちカイヨーは対独強硬の立場を示していないのである。また、国際会議開催の是非をめぐつて両者が対立する等、最初からカイヨーとド・セルヴの意志統一は困難であつた。一方カイヨーが「イギリスが明確な言質を与えない限り、フランスは安易にイギリスに頼るべきでない」⁽³³⁾として英仏協同軍艦派遣を拒否する態度をとつたのに對し、カンボン及び大部分のケー・ドルセの官僚達はドイツの大構想⁽³⁴⁾に対する為に両国の提携共同派遣は欠かせない⁽³⁵⁾という考えを変えなかつた。両者の相反する立場の中につつて、両者の信頼を得ていないと言われる積極的な指導権を握れない状態があつた。そしてド・セルヴの表明する態度の裏には、ケー・ドルセの意志が働いていたと言われる。しかし彼らの意志もド・セルヴを通じて表明される限りそれが程強力なものとはなり得なかつたので、度々ポール・カンボンはそれに対する不満を漏らしている程である。⁽³⁶⁾すなわちポール・カンボンに代表されるケー・ドルセは、実質的発言力を持ちながらも外相の下に存する以上形式上の「公の発言力を有していなかつた。そしてド・セルヴは外相として形式的発言力は有しているが実力は無に等しかつた。両者とは別にカイヨーは形式的及び実質的発言力の獲得を目指していた。しかしながら当然これは公的に

許される事ではなく、そこで生まれるのが秘密交渉という考え方である。こうした背景の下に行なわれるのが一九一一年の独仏交渉である。

第三節 交渉

七月初めカイヨーは幼な友達ドゥ・カーズ（E. Decazes）から重要な情報を得た。ヨット遊びの時彼はカイザーに会い、彼の口から各地にカイザー自身の信任を得てゐる代理人を有している事パリの秘密大使は、ドイツ大使館参事官ランケンである事⁽³⁷⁾を聞き出したというのである。ランケンの存在は数日後「タン」の編集長エブラール（F. M. Hebrard）の訪問に際して更に大きく浮上つた。エブラールは全く別の件すなわちタルデューの取りなしの為に来たのだった。彼は「要求を入れてくれれば共和国最大の新聞が首相の対外政策を支持する」と約束し、カイヨーも、「タン」を敵にまわす「無限の危険性」⁽³⁸⁾を考えて同意した。その返礼として直ぐエブラールはドイツ大使館でランケンとタルデューが交した会話の写しを見せたのであつた。その日からカイヨーの頭には、カイザーとその政府の間に入り込み、政策を動かす力さえあるランケンの事が焼きついた。⁽³⁹⁾すなわちゴコ・サンガ問題とは一八〇度転回して、ランケンとタルデューはカイヨーにとつて肯定的存在となつたのである。かくしてカイヨーはジユール・カンボンとキデルレンとの交渉と並行して、植民地問題専門家フ

オンデール(G. Fondère)を間に挟み、カイヨー・フォンデール・ランケン・シェーン・キデルレンと通ずる第二の外交ルートをパリのドイツ大使館において発展させるに至るのである。一方ド・セルヴの確としない態度に業を煮やしたジュール・カンボンは、七月十日首相宛て内密の手紙の中で『駐仏ドイツ大使シェーンに会う事、そして交渉にカイヨー自身が介入する様』要請した。⁽⁴¹⁾それはカイヨーが外相から交渉を譲り受ける事を意味していた。

正式ルートによるベルリンでの交渉は一五日以降一向進展を見せなかつた⁽⁴²⁾。が、遂に二三日会談からドイツの非妥協的態度は軟化した⁽⁴³⁾。秘密交渉はこの時点において行なわれる。

七月二十五日フォンデールはランケンに呼ばれて独大使館に行く途中首相に会つた。カイヨーは「行つて彼が望んでいる物を見つけ出せ。君が私に会つた時私は非常に悲観的で、ドイツの要求に譲歩するつもりは無さそうだつた、と彼に伝えて欲しい」と述べた⁽⁴⁴⁾。二六日遅くフォンデールはドイツ側の顯著な譲歩、すなわち「ドイツは仏領コンゴの一部で満足する。ガボンと中央コンゴの分割から手を引き且つ北カメールーンとトーゴーを譲る」を報告した⁽⁴⁵⁾。二七日フォンデールはランケンに、フランスはベルギー領コンゴの先買権をドイツに譲歩する用意がある旨を述べた⁽⁴⁶⁾。なお同日の秘密電報においてシェーンは「カイヨー氏は我々が行なつた会談をジユール・カンボン氏に知らせない様願つてい⁽⁴⁷⁾」とつけ加えている所から察するに、この秘密交渉の一部はカンボンにさえ秘するものであつたと思われる。しかしこの電報はド・セルヴに

判読され、彼は秘密交渉の存在を知つた⁽⁴⁸⁾。八月に入るとポール・カンボンもまたド・セルヴの背後にカイヨーの二重取引きがある事を知つたのである。やがてカイヨー打倒の狼煙が上げられる口実がここに提供されている。

カイヨーが戦争に訴える意向を有していない以上、確かに独仏交渉は重要であった。それには客観的な根拠がある。と言うのは三国協商は揺るぎない支えではなかつたからである。イギリスは二一日の演説でフランス支持を明らかにしたとはい、それ丈で全面的にイギリスに頼る事は危険であつた⁽⁵⁰⁾。また、駐仏ロシア大使イズヴォルスキイ(A. Iswolski)は「ドイツは△チップの政策』を探る迄に身を落しているのだから、ドイツにモロッコの為のチップを与えるべきである」とフランス側を説得し、続けて「ロシアは今ヨーロッパ戦争に参加する状態ではない。我々の軍隊を再編成するには少なくとも二年必要である」として、フランス支持を確約しなかつた⁽⁵¹⁾。そして何よりフランスの臨戦態勢が不備であった。従つてフランスは交渉を重視する以外なかつたのである。しかしこれ迄述べた様な勢力関係の錯綜の下では秩序立つた交渉はなかなか出来なかつた。タルデューは一ヶ月に亘る七月の混乱を次の様に記している。

△ドイツの侵略に対する答は無かつた。後悔と沈黙、我々が欲している物を述べる前に、何が望まれているかを知ろうとする試み、不完全で矛盾した計画の紛糾、統一されていない命令、不完全意欲、自信とヒステリードの交替、意志薄弱と

結合している近視眼的見方……未来の外交がモデルを求めるのはこの時点ではない。⁽⁵³⁾』

八月一日キデルレンは「ドイツの目的はコンゴに接近する事であるから、フランスのモロッコにおける保護権を認める」という基本線を打ち出し、⁽⁵⁴⁾ド・セルヴはその原則を受諾した。⁽⁵⁵⁾四日ドイツは更にコンゴ海岸への要求をも放棄した。⁽⁵⁶⁾しかし一四日になるとドイツ世論の反対を危惧し、更にドイツ側にも存在したカイザー、宰相ベートマン、外相キデルレンの間の意見の食い違い及び態度の不統一が影響してキデルレンは前述の言質を否認した。⁽⁵⁷⁾事実ドイツの世論は次第に好戦的になつていつたし、カイザー自身「勘忍袋の緒が切れた。……もしもフランス人がドイツの正当な要求に同意しないなら交渉は決裂するだろう。ドイツは最大のエネルギーを以つて行動する用意がある」旨を表明した。更に駐独イギリス大使ゴッシェン（E. Goschen）との会談で彼は「もし必要な手に剣を握つて」モロッコのフランス人を最後の一人まで追放する意志を披瀝した。⁽⁵⁸⁾キデルレンも「ドイツはモロッコの為でなく、帝国の名譽と威信の為に戦う用意がある」旨の強硬な態度を示した。⁽⁵⁹⁾ドイツ参謀本部がアガディール上陸を計画しているとの噂が流れた。⁽⁶⁰⁾全面戦争の可能性さえ言及される八月の危機にあって、ド・セルヴは相変わらず強気であった。⁽⁶¹⁾八月下旬、フランス政部内で会議が開かれ、モロッコ協定の為の起草文が作成された。⁽⁶²⁾かくしてジュール・カンボンはその原案を携えて三〇日ベルリンへ向つた。モロッコの保護権獲得が急務であった。

モロッコ交渉は九月四日から約六週間に亘つて続けられた。ドイツはモロッコに関するフランスの提議を受諾したが、ドイツ側の要求はフランスにとってやはり大きすぎるものであった。しかしその時金融恐慌、銀行の取り付け騒ぎが起り、⁽⁶³⁾銀行家達はドイツが財政的に戦争準備が整つていない事を暴露した。⁽⁶⁴⁾以後キデルレンの態度は急激に軟化し、関税の平等維持を除いてフランスはモロッコに於てフリー・ハンドを得、一〇月一一日モロッコ協定に、⁽⁶⁵⁾一四日付属書類に花押が置かれた。⁽⁶⁶⁾翌日からコンゴ交渉が始まった。カイヨーはカンボンにコンゴ・ウバンギ両河の西岸に沿つた細長い地を要求させた。⁽⁶⁷⁾当然キデルレンはそれに反撥し、「もしもフランスがこの交渉を成功させたいなら我々がコンゴに接近するのを認めるべきだ」と述べた。二七日彼はフランスにベルギー領コンゴの先買権を放棄する様要求した。⁽⁶⁸⁾彼の口調は決裂を暗示していた。しかしモロッコでの戦争を望まなかつたロシアの取り成しによって、更に伊土戦争ードイツの同盟国イタリアとドイツがその友邦を以て任ずるトルコとの戦争の勃発やなにこの際のモロッコ、コンゴに関する交渉に特徴的な面の一つはお激しい財政不安によつて、この危機は乗り越えられた。この様にこの際のモロッコ、コンゴに関する交渉に特徴的な面の一つは内政的にも外交的にも不利な立場にあつたドイツの悲劇である。遂に一月三日コンゴ協定が、翌四日モロッコ及びコンゴに関する独仏協定⁽⁶⁹⁾一一月四日協定が調印された。ここでフランスはモロッコの代償として仏領コンゴの四分の一に当る一二平方マイルとカメリーン産物輸送の為のコンゴへの一本の重要な河口を割

譲した。なお領土交換の体裁を整える為にドイツはダックスブルをフランスに譲り、交渉の瘤であつたトーコーは協定の対象からはずされた。かくしてキテルレンとシリール・カンボンが一〇〇回以上も会見をし、四カ月に亘つた会談は終了した。やして⁽⁷⁴⁾ 11月末にはフランスの要求に答えてドイツはパンテル号を退去せしめた。

註

- (1) カイヨーは著書において「クリュッピの法律家としての卓越した人格を認め法相にふやねしこと尋ねた」と記している。
Caillaux, Agadir, p. 105. しかし実際はクリュッピを閣外に去る事はハグ派兵の政策を全く否定する様に解釈され、外相に留任せらる事はそれを大目に見ていても解釈されるので、他のポストに移す事で折衷案としたと思われる。
- (2) 鉄道及び郵便ストライキ問題、選挙法改正（比例代表制）の問題等。
- (3) Caillaux, Agadir, pp. 105-106.
- (4) Binion, op. cit., p. 36.
- (5) カイヨーは・ヤルガの反應を聞いていたが、彼ならカイヨーの意向に従つて行動するべく思つたのである。ヤルガを外相に任じた。Caillaux, Mémoires, II, p. 48.; Fleurieux, op. cit., p. 100.
- (6) D.D.F., Sér. 2, XIV. no. 1.; G.P., XXIX, Nr. 10578.

- (7) D.D.F.; Sér. 2, XIV, no. 2.; Fleurieux, op. cit., p. 107.; Gooch, History, p. 470.
- (8) Caillaux, Agadir, p. 108.; Binion, op. cit., p. 37.
- (9) 大統領フリードリッヒ外相・ヤルガは七月初旬オランダ訪問の為フランスを離れたので、その間カイヨーが外相をも兼任していた。
- (10) D.D.F., Sér. 2, XIV, no. 17.
- (11) Ibid., no. 21.
- (12) Caillaux, Agadir, p. 116.
- (13) D.D.F. Sér. 2, XIV, no. 19. ここで駐英フランス大使ヨーハン・カンボンはカリスマ外相グレイが四カ国（独・仏・西・英）会談を提案した事をカイヨーに報じている。
- (14) ハグ派兵に刺激された、六月二八日スペインの面市を上領した。
- (15) Caillaux, Agadir, pp. 114-115.
- (16) D.D.F., Sér. 2, XIV, no. 51.
- (17) Caillaux, Agadir, pp. 278-283.; G.P., XXIX, Nr. 10598.; cf. D.D.F., Sér. 2, XIV, no. 51.
- (18) D.D.F., Sér. 2, XIV, nos. 54, 56, 63, 65, 68.
- (19) 仏領モロ哥蘭島にて船火事件がハグ派兵後直ぐに生まれ、カイヨーを主導者として提議された。林健太郎、前掲論文、

- (20) 領邦ノン行ひは既にべくもなかつたと思われる。

(21) 七月一日モルタルの戦い。D.D.F., Sér. 2, XIV, no. 71; Caillaux, Agadir, p. 117.

(22) Gooch, History, p. 472.

(23) B.D., VII, no. 356.; G.P., XXIX, Nr. 10592.; Grey, op. cit., p. 222.

(24) キテルンハは既に五月三日モルタルの覚書の上モ、モロッコを代價の道貢として用ひる意を表明しつゝ。Fay, op. cit., pp. 281-282.; G.P., XXIX, Nr. 10549. またキテルンハの友人レヴァン・ヘーロウ(Reventlow)は「キテルンハの望みはモロッコの義務を清算す事であつた。……彼がモロッコの足掛りを夢見た事はなかつた」と述べてゐる。Gooch, History, p. 470.

(25) Ibid., p. 474.

(26) イギリス政府は「キテルンハの全ノン行ひとこう過大な要求は却つてドイツの真意がモロッコにおける事を示すものである」と考へた。B.D., VII, nos. 392, 393, 395. 林前掲論文「モロッコの高橋、林共著、前掲書、三四四頁。

(27) ヌ・セルガから要請を受けた外相グレイは「独自直接交渉は決裂しかけて居り、ペントル号がアガディールに留る可能性は強まつた」とこう答へにとりつかれた。

Fay, op. cit., p. 287.

(28) 『世界列強の中でイギリスがあらゆる困難を経てもの地』(F. Bertie) ルの三者会談においてカンボンは次のように述べてゐる。「われらドイツが仮領ノン行を獲得すれば次には西領り

(29) ニの演説はイギリスの独立交渉への干涉、フランスの植民地及び商業的野心を奨励し、一方ドイツを邪魔だしてしまつとする証拠を受けとられた。況ドイツ主義が荒れ狂い、ヘルデン(M. Harden)を始めとして「堪え難い侮辱に対する返礼として戦争を眞似する様」政府に圧力をかける人物も現われた。

Gooch, History, pp. 477-478.

(30) D.D.F., Sér. 2, XIV, no. 1.

(31) Ibid., nos. 19, 26 Annexe.; Eubank, op. cit., p. 137.

(32) Caillaux, Agadir, p. 110.; ditto, Mémoires, II, p. 120.

(33) Caillaux, Agadir, p. 141.

(34) ヌ・ヤルガ、ポーラ・カハポン、駐仏イギリス大使バーティ(F. Bertie) ルの三者会談においてカンボンは次のように述べてゐる。

オ・マルイを、やつて「河口のポルトガル領、遂には自領口ハ」の分割に参加する権利を得もへぬるのだ」。

Eubank, op.cit., p. 137.

(35) D.D.F., Sér. 2, XIV, no. 28.

(36) 例へば国際会議開催をめぐりて、あた交渉態度をめぐり、
ポール・カンボンは外相の軽率な態度を「交渉を決裂に向わし
めぬもの」として非難してゐる。Eubank, op. cit., p. 140.

(37) タルティエは一九〇九年協定、「内・サンガ問題で重要な役
割を果した人物である。当時彼は内務省の行政部総監であり、
且つ「タン」で外交政策報告書を編集していた。兼任の利を利
用して外交政策を口述をした上で解雇された」といふ。

Caillaux, Mémoires, II, p. 107.

(38) Ibid., pp. 109-110.

(39) 以上ハシケンに關しては Ibid., pp. 104-111.

(40) カイヨーヨンデールの関係はやハ内閣において藏相を勤
めていたカイヨーが、モロッコ鉄道計画の調査のためにファンデ
ールを起用して以来のことである。彼についてカイヨーは著書
Agadir (p. 79) において「植民省の役人ファンデールはコハラ
問題の中心人物である。彼は高度の語学の才に恵まれ、無欠な
尊厳ある、且つ上等な正義の人である」と記してゐる。

(41) D.D.F., Sér. 2, XIV, no. 53.; Caillaux, Agadir, pp. 158,

286.; ditto., Mémoires III, p. 283. なおカンボンの要請は表

面的已达キデルノハの希望むことになつてゐるが、キデルノ

ハルミナ夫人(Mme de Jonina) ムの通信はその事を報じ
ていなし。故にカンボン個人の気持とも受けとれる。

(42) 後述する様にドイツ側にも内部抗争があり、一九〇キデルノ
ムは辞表を提出してこの職を去る。

(43) D.D.F., Sér. 2, XIV, no. 97.; Caillaux, Agadir, pp. 160,
302.; ditto.; Mémoires, III, pp. 283-284.

(44) D.D.F., Sér. 2, XIV, no. 105.; Caillaux, Agadir, p. 163.;
G.P., XXIX, Nr. 10675-6.; キデルノハサウの会談をカイヨー
の卒先によく附記してゐる。

(45) Caillaux, Mémoires, II, p. 158.; Binion, op. cit. p. 39.;
Gooch, op. cit., pp. 479-480.

(46) Caillaux, Agadir, pp. 303-305.

(47) Ibid., pp. 306-307.; G.P., XXIX, Nr. 10675, 10678.

(48) カイヨーは、電報をわざわざ打つ事自体馬鹿げた、不必要な
事じあるが、ハシケンはケー・ムニヤに知らせる意図をもつ
て、フランス側に知られてゐる暗号を使ったのではないかと疑
つてゐる。そしてハシケンとケー・ムニヤの間に何らかの接触
があつたの見解を述べてゐる。Caillaux, Agadir, pp. 310-311.
二八日午後カイヨーはファンデールに「ハシケンは二重商人で
あるから注意しなければならぬ」と忠告した。

D.D.F., Sér. 2, XIV, no. 105.

(49) Eubank, op. cit., p. 139.

(50) ハラヌス政府が再び(七月十七日、八月十五日、九月五日)

「ユーベン、フラン西間の協定工作が失敗に終つた時、イギリスはじんな態度をとるか」と尋ねたのに対し、イギリスからさうの都度確約を得る事は出来なかつた。「イギリス政府は世種の進む方向に態度を表明する」があつた文句であつた。

Caillaux, Agadir, pp. 139-141. 但し同國軍船間にあつた既

に七月三〇日ベギリバ軍のトゥハベ軍との協力が結束をなして

た。France, Ministère de la Guerre, Etat-Major de l'Armée, Service historique ; Les Armée française dans la grande guerre. Paris, 1925. I, p. 49.—quot, in Fay, op. cit., p. 291.

(51) D.D.F., Sér. 2, XIV, nos. 200, 201, 234, 236, 241.

Caillaux, Agadir, pp. 142, 144, ditto, Mémoires, II, pp. 140, 144.

(52) 一九一一年九月一日ロシア外相代理ネルトフ (A.

A. Neratov) 妻の書簡によると、駐仏大使イグリヤンバサは「私は全力をおひつて人を和げる為に働く、ユーベンの要求の多くは詰め様彼へや詰得した」も述べてゐる。Un Livre

Noir, Diplomatie d'avant Guerre d'après les Archives Russes, 1910-1914. — publiée par R. Marchand. Paris, 1922-23, I, pp. 132sq.— quot in op. cit., p. 292.

(53) Tardieu, A., Mystère d'Agadir, pp. 446-447.— quot. in Binion, op. cit., pp. 40-41.

(54) Caillaux, Mémoires, III, pp. 285-286.; D.D.F., Sér. 2, XIV, no. 134.

(55) Ibid., no. 136.

(56) Ibid., no. 148.

(57) Gooch, History, p. 480.; D.D.F., Sér. 2, XIV, no. 177.

(58) Caillaux, Mémoires, II, p. 164.

(59) Ibid.

(60) Ibid., pp. 166-167.; ditto, Agadir, p. 341.

(61) D.D.F., Sér. 2, XIV, no. 167.; Eubank, op. cit., p. 139.

(62) ゲンイは駐英ロムト大使ベンケンブルフ (A. Benckendorff) に語りてゐる。「獨仏の戦争事態にイギリスは無関心であつ得ない。もしも戦争がロシアを巻き添えにすればオーストリア

もまた手を染めねば不得ないだらう。やつすれば必然的にアルバニアの状況が悪化する。結果としてそれは最早獨仏一国のみ問題ではなくなり、全面戦争にならう」。八月一六日付け、マハムド・シムタからハーネットへ宛ての書簡より。— quot. in Fay, op. cit., p. 291.

(63) D.D.F., Sér. 2, XIV, no. 173. 第二 Caillaux, Agadir, pp. 175-176.

(64) 中ロヒノ協定に関する原案は八月三〇日から九月一六日の間に作成、修正及び他列強により承認された。D.D.F., Sér. 2, XIV, nos. 223-447.

(65) Ibid., nos. 288. (九月八日), 296. (九日), 303. (十一日), 312. (二二日)。

(66) Ibid., nos. 312, 326, 333.; B.D., VII, Appendix, I.;

- Caillaux, Agadir, p. 351.; ditto, Mémoires, II, pp. 170-171.
- D.D.F., Sér. 2, XIV, no. 422. (67)
- Ibid., no. 437. (68)
- 「ハガ協定の原案は九月一九日から〇月一八日の間に作成された。」と報じ、保守的な「ガロワ (Gaulois)」も極端に批判的になる事はなかつた。急進的な新聞は更に好感をもつてこの協定を迎えた。要するにフランス全体の空氣は、もしもそれがドイツにとって悪いものなら、我々にとって良いものであるに違いないと逆説的に表現され得る。事実ドイツには汎ケルマリストの憤慨が渦巻いていた。植民相リンデクイスト (F. Lindequist) は抗議して辞職し、ジャーナリストのハルデン (M. Harden) は「この六十年間にこれに匹敵する敗北はない」と考へた。また保守党の党首ハイデブラント (E. Heydebrandt) は「我々は譲歩によつてではなく、ドイツの劍によつて平和を維持するであろう」と述べて世論を煽動した。当時のドイツの状態は「彼等はかつて経験した事の無い様な情熱的雰囲気の中に生きてゐる」と語つたペートマンの言の中に如実に示されてゐる。しかもカイザー自らこの熱を煽る側に廻り、反仏・排英熱は厭が上にも高揚した。
- 以上の様に、アフリカにおける植民帝国建設という点でこの解決がフランスにとって有利なものであつた事は疑いを入れない。しかしながら世論は常に流動を続け、政権争いに結合されて、遂にカイザーを見捨てたのである。かゝつて世論が一方的に利用されたと考へるのは誤りであり、そこに民衆の自覚の存在を認めねばならない。大部分の民衆の行動の規準たる自覚—その根底に流れるもの—それは愛国心と表裏一体を為すルヴァンシュの感情
- 十一月四日協定すなわちモロッコ及びコンゴ問題の平和的解決に対し、首相、駐独大使を初め程度の差こそあれ大部分の世論は満足の意を表した。カイマーは「フランスはモロッコにおける政治、司法面上の要求をすべて獲得した。そして経済面でも関税の平等維持を除くすべてを得た」と喜び、ジョール・カンボンも「価値の少ないコンゴに比べモロッコの宝石は高価だ」と確信

総論 カイマー内閣の崩壊

であった。一八七一年以来この感情はある時は強く、またある時は消えてしまつたかの様になりながらも、フランス国民の胸の瘤として残つていた。従つてこの感情に逆う政策には、人々は抵抗を感じ、これに訴える政策にはより多くの賛意が寄せられたのである。前者の政策を採つたのがカイヨーであり、後者の政策を探り、世論の動向を把握してそれに乗る形あるいはリードする形で間もなく政権を獲得するのがポアンカレである。ここにカイヨーとポアンカレとの世論に対する関係には一つの対照的な性格が窺える。

一八七一年の敗北の感情は歴史の教科書や新聞の紋切型の言い廻しにより人々の心に植えつけられていった。失われた二州は常に▲血の滴つていい傷▽とか▲いつも痛む傷▽と表現された。⁽⁸⁾一方共和制期に入ると輪転機や植字器の発明、改良が相続性大小の新聞が続出し、それが民意を形成する大きな力となつた。デルカッセ、ピション、カンボン兄弟、クレマンソーといった政治家がジャーナリスト出身であった事は一面において新聞の重大性を物語つている。しかしこの時期においては、対外政策に対する世論の不統一を外国に露呈する事は非爱国的であると考えられたので、対外政策には常に▲沈黙▽していた。為に数々の危機において新聞は表面切つて政策を非難する事はせず、それ故外交の相対的独立性は保たれた。しかしカイヨー内閣は、その対外政策を世論に非難されて瓦解した。その間の世論の成長の過程を厳密に把握する事は不可能というべきであろうが、数多い新聞がかな

り正確に世論の動向を提示してくれる。しかし忘れてならないのは、ここで言う▲世論▽は飽く迄ルヴァンシュの感情を根底に置いたものだという事である。従つて世論の成長を指摘する事は同時にルヴァンシュの感情の根強さを物語る事でもある。

一八七一年のフランクフルト条約以来全フランス国民の共通のスローガンとなつた▲ルヴァンシュ▽は、ビスマルク体制の下に国際的孤立の屈辱を味わつてゐる事と相俟つて益々高まつていつた。それが最高潮に達したのは、ブーランジェ事件においてである。八五年末から八七年にかけてフランスの再起を撤底的に挫こうとするドイツの威嚇と挑戦が為され、独仏関係は著しく緊張した。一方農業恐慌を中心とする社会不安は共和制自体に対する不信に発展した。これら内外の情勢に便乗して対獨復讐を唱えつゝ愛國主義的煽動をしたのがブーランジェ（G. Boulanger）将軍である。彼は右翼の反動勢力と結合し国粹主義者の支持を得てフランス国民をブーランジスムに酔わせた。⁽¹⁰⁾その衰退と共に興奮は治まつたが、なおルヴァンシュはカフェやボードヴィルのテーマであった。「そのテーマは二五年間変わらなかつた。この馬鹿らしい言葉が我々には實に効果的なのだ。音楽会の晩も、ビールを飲みタバコをくゆらす時も人々は征服者としてベルリンに入るという錯覚を抱いている」⁽¹¹⁾。

時の流れと共にこの感情は以前程強力なものではなくなる事もあつたというニュアンスの流動性はある。先ず芸術の分野で両国の接触が行なわれ、両国の世論を冷静に知ろうとする試みも「フ

イガロ (Figaro)」等を通じて為された。「メルキュール・ド・フランス (Mercure de France)」のアンケートには、若い世代は最早ルヴァンシュには興味を抱いていないとの反応が現われた。⁽¹³⁾更に九四年に始まるドレフュス事件の進展と共に政治勢力の均衡は左に傾り、世論は自由主義的になつた。しかしこれらの内政的変化は対外政策、特に対独関係においては、ほとんど影響力がなかつた。もつともアルザス・ロレーヌ問題を、平和的に解決しようと試みる試みは一部の人々の間で為された。アルザスのジャーナリスト、ヴァルトトイフェル (E. Waldteuffel) の提案⁽¹⁴⁾や人民投票の提案等がそれである。しかし「ガゼット・ド・フランス (Gazette de France)⁽¹⁵⁾」や「エコー・ド・パリ (Echo de Paris)⁽¹⁶⁾」の反対表明、そしてハイムヴェー (Heimweh) のパンフレットの影響により、またドイツの反対もあってこの提案は立ち消えになつた。この動きはドレフュス事件をめぐって結成された「愛国者同盟」「フランス祖国同盟」等の右翼団体の活発な活動と無縁ではない。

共和主義者の大多数はなるべく傷口に触れない様にドイツと静かな関係を保とうとした。その曖昧な態度に真向うから戦い挑んだのがジヨレス (J. Jaurès) やプレッサンセ (F. Pressensé) であった。ジヨレスは独自の方法で愛国主義者であったが⁽¹⁸⁾、それ以上に社会主義者であった。△嫌悪もなく自己放棄もない。▽の言葉に示される如くドイツに対する嫌悪感情に賛成しなかつた。彼の露仏同盟に対する論評「同盟の保持は平和の為に必要である。何故ならもしそれがなければロシアはバルカンでの野心を達成す

るだらうし、フランスは両州を奪回するだらうから」⁽²⁰⁾は抗議の嵐を呼び起した。⁽²¹⁾またプレッサンセを初めとする社会主義者もルヴァンシュを放棄せよと叫んだ。しかしこれら余りにも直接的な訴えは却つてルヴァンシュの感情を盛り上げる誘い水となり、世論の猛攻を受けた。例えば「タン」は「社会主義者はフランスの残りの人々が考へ、感じ、望んでいる事を考へもしなければ感じも望みもしない。彼等と一緒に何事も出来ない」と憤懣を述べ、他の新聞も社会主義者を攻撃した。彼らはそれに対し「ユマニティ (Humanité)」をもつて防戦したが所詮勝ち目はなかつた。

ボア戦争を通じて反英感情は高揚し外相デルカッセはむしろアフリカをめぐる対独交渉を考えた位である。しかしこれは公式交渉に発展せず、却つてこの失敗が英仏の接近を急速に進行せしめ、一年半の後ドイツに対する目的をもつて両国は和親協商を結んだ。大多数のフランス人はその反獨的性質を無視し英仏の外交協力の面のみ考へて大いに歓迎した。しかしこれは第二次モロッコ事件のそと第一次大戦の出発点であつた。第一次モロッコ事件（一九〇五年）、カサブランカ脱走兵事件（一九〇八年）の度に国民は対独復讐を誓つたが、ドイツ側の譲歩によつて事無きを得たのは前述の如くである。一九一一年に入ると政府はモロッコ政策に積極的に乗り出したが、それはルヴァンシュの感情と相携えて進み得るものであつた。四月フェズ派兵が敢行された。そして世論は政府の楽観的見解に翻弄されていた。⁽²⁵⁾「派兵によつてアルヘシラス条約調印国は全く自由な行動権を得た」と述べた「ノ

ルト・ディッヂェ・アルゲマイネ・ツァイトウンク (Norddeutsche Allgemeine Zeitung)」の警告⁽²⁶⁾でもえもパリの新聞の調子を変える事は出来なかつた。⁽²⁷⁾ 派兵を戒めたのは「ユマニテ」他⁽²⁸⁾、三紙にすぎなかつた。極端な民族主義者モーラス (C. Maurras) は「モロッコの危機の解決はフェズではなくヴァージュの松林に見出される。モロッコで今進行しているものは我々がヴァージュで戦う準備としての意味を持つにすぎない」。すなわちこれをアルザス・ロレーヌ問題に国民の関心を惹かせる為の手段と考えているのである。

パンテル号派遣のニュースに対しフランスの世論は直ぐには態度を決めかねていた。三日「ペトリー (Patrie)」は「ドイツの目的はモロッコの菓子の分け前に与かる事である。ドイツは招かれ事なくテーブルにつこうとしている。そしてモロッコに永久に居座らうとしているのだ」とドイツ非難を華々しく開始した。他の新聞もドイツの態度を卑劣だと決めつけたが、アガディールに軍艦を派遣しようとする強硬な意見には賛成しなかつた。七月一日会談においてカンボンは「全コンゴの割譲にはフランスの世論が同意しないだろう」と述べたが、この交渉を通じて度々『世界論』はこの様な形で独仏の代表者の口にされたのである。⁽³⁰⁾ 一方において新聞の暴露的記事は交渉の進展を妨げた。⁽³¹⁾ 事実これらの記事は多分に反獨的雰囲気を盛り上げる為に意図されたのである。更にイギリス・ロシアに対する信頼はマンション・ハウス・スピーチで一層確としたものになり、以後世論は交渉に絶対的自

信を持つ様になつた。そしてそれはドゥラフオス (T. V. Delafosse) の様な立憲君主主義者においては「イギリスの支持を失わない為にも、モロッコ、コンゴでドイツに屈してはならない。イギリスは弱いフランスには興味がないのだから」という論理に発展したのである。遅々として一向進展を見せない交渉は、フランス人から見て非常に極端なドイツの要求を憎悪する世論を創り上げる重要な要素となつた。八月以降の世論の傾向は益々反獨の色合を強めた。穏和な「レピュブリック・フランスーズ (Republique Francaise)」でも『偶発戦争』という題で軍事紙顔負けの技術的軍事記事を連載したし、やはり中立的な「シェクル」も三色旗の下での統一を呼びかけた。八月初めに民族主義的な新聞が「ドイツの政策は植民地所有というよりむしろ『フランス国家の主権と独立』に反対するものである」と報じたが、月末にはこれが世論の一般的の見解となつていたのである。

一月四日協定がフランス国内で一般には好評であつても一部においてそれを遺憾とする態度が存在したのは勿論である。⁽³³⁾ それを煽る様に「マタン (Matin)」は仏西協商の秘密条項を公表して、フランスは全モロッコを掌中に収めたのではない旨を報じた。⁽³⁴⁾ これを皮切りに他の秘密条約も次々と暴露され、フランスには失望が渦巻き、それと共にドイツに対する昔ながらの怨恨が迸り出た。正に「昨日議員の大部分はモロッコの地図を広げて大喜びをした。昨日ホネケーキは古くなつて腐敗した」とジョレスが述べた雰囲気であった。協定はむしろ戦争の危険を増すものであ

るとして条約破棄を叫ぶ者もかなり居た。しかしほとんどのフランス人は正しくも「もしも条約が批准されなかつた場合モロッコにおいて他国の援助は望めなくなる」と悟つていた。⁽³⁷⁾ 一二月二一日三九三票対三六票、一五〇人以上の棄権者を以て条約は下院で承認された。⁽³⁸⁾

長い交渉におけるカイヨーの態度は△ドイツと共同するより支払つた方が良い▽というものであり、アガディール以前においても彼は親獨派と噂されていた。だからこそ彼の敵は一一月四日協定そのものを攻撃する代りに、秘密交渉を独仏間の陰謀⁽³⁹⁾と考えて、その中心人物としてのカイヨーを糾弾したのである。△囁きと暗示▽の反カイヨー運動は先ずド・セルヴから始められた。彼は交渉の支配権をカイヨーに奪われた屈辱感を忘れてはいなかつた。グリーン・ペイペーズとして知られるランケンの電報を唯一の攻撃材料として、それを示された時のカイヨーの狼狽振りを吹聴して歩いた。ケー・ドルセは議事手続の無視、秘密主義、自己尊重の点から彼を非難し、更に加えて彼が西領モロッコに關して見込み違いをしたという事⁽⁴⁰⁾、友好国ロシアやイギリスの大天使達を辱しめたという事⁽⁴¹⁾、常軌を逸した行動をとつたという事等が彼の評判を悪くする論拠とされた。しかも彼は親獨派と断定された。そしてそれだけで世論の反対を煽るに十分であつた。世論は單純にモロッコは必然的にフランスのものになると確信していた。「フランスのほぼ半分に等しいコンゴでも領土割譲はフランス人の心にアルザス、ローヌの失地を想起させる」とか、「フランス

を防衛する為に政府に多量の、非常に多量の鉄を与えるよう⁽⁴⁴⁾という熱狂的な記事が人々の心を揺つた。そしてこれから権力を得ようとする人々がこれら民族主義精神の高揚の為に努力したのである。

「条約が上院で承認された後には内閣危機⁽⁴⁵⁾が考えられる」と駐仏ロシア大使イズヴォルスキイは予想したが、危機は予想よりも早く現われた。上院はカイヨーの政敵リボー(A. Ribot)を議長として、同じくライバルであるボアンカレ、バルトウ(J. L. Barthou)、クレマンソー、ピション等を委員とする△条約研究の為の特別委員会▽を設置した。⁽⁴⁶⁾ 一二年一〇月カイヨーに対する訊問が始まった。彼は「会議室に入つた時隅で忍び笑いをしているかつての政友達を確かに見た」と記している。彼の答弁は破綻を見せなかつたが、閉会間際になつた時彼はうつかり口を滑らせて秘密交渉を行なつた事を暴露してしまつた。委員会は騒然となり、ド・セルヴはこの混乱の中で「私は義務によつて、真実を話す事は出来ない」と意味深長な言葉を残して辞職した。かくしてボアンカレ、ケー・ドルセの反カイヨー勢力の結集によりカイヨー内閣の命脈は尽きた。カイヨー失脚後彼に反対する運動は頂点に達した。「ジュルナル・デ・デバ(Journal des Débats)」でも「カイヨーの秘密交渉は何ら明確な保証を伴わない仏領アフリカ帝国の分解、イギリスとの不和、独墺の利害関係への加担をもたらしたのである」と論評した。右翼はカイヨーは必要も無いのにドイツに譲歩したと決めつけた。正に「もはやフランスは再びア

ガディールを許容する事はないであろう」という空氣の中で、国内の広汎な支持の上に對独復讐政策を標榜する戦争準備内閣＝ボアンカレ内閣が誕生したのである。一方カイヨーはジョレス等の追求にも拘らず、大戦がグリーン・ペーパーズを死紙にする迄愛国的沈黙を守り続け、大戦後『Agadir, Ma Politique Extérieure』において更に『Mes Mémoires』において、彼の立場から見た事件の全貌を語ったのである。ここで彼はリシュリューの金言から「常に交渉せよ。そうすればすべてが可能である」を引用している⁽⁵⁰⁾。彼の態度を彼なりに正当化する理由付けはまさにこの一語に表現され得ると言えよう。

世論はカイヨー内閣打倒に力があつたが、何の助力も得ずにそれだけで目的を達成する程強力ではなかつた。しかし「旧外交」といわれる時代の視点に立つて世論の働きを考える時それは当然であり、唯それに参画したというだけで大きく評価される性質のものである。△象牙の塔に閉じ籠つていた』といわれるデルカッセ⁽⁵¹⁾から「外交」問題で失脚したカイヨー迄の時期はまた相対的独立を保つていた外交が国内問題と不可分の、同等の一ジャンルにすきなくなる時期と換言する事も出来る。その意味で△画期的な△という形容詞を与えるにふさわしい。ボアンカレがカイヨーの轍を踏まない心掛けから外相を兼ね、且つポール・カンボン等職業外交官と密接な関係を持つ△行動し易い△立場にありながら、常に国内の反響に留意し議会においても度々外交問題に関する演説を行なつた事を考へるに、そして政策が国民的基盤と遊離しな

いものであった事を考へると、益々この念を強くせめるを得ない。そしてこの時期に潜在的ではありながらも、世論が從来と比較して根本的に変化したともいえる力を得た点で、外交が少なからず民主化されたという事が出来る。ニコルソン (H. Nicolson) は著書『Diplomacy』の中で、イギリスにおける「新外交」の萌芽を第一次大戦時に求めている⁽⁵²⁾。しかし少なくともフランスにおいては以上に記したところから既にカイヨー内閣崩壊の過程の中にその萌芽が見られるという事が出来るであろう。一言でいえば「旧外交」から「新外交」への移行という問題を考える場合、カイヨー内閣の崩壊は歴史的実証上の関心を惹くのみならず、以上の意味における理論的問題解明の為にも興味ある事例を提示してくれる。

註

- (1) Gooch, History, pp. 482-483.
- (2) Caillaux, Agadir, pp. 236-237.
- (3) 一九一一年一一月七日付。以下新聞記事の引用は Carroll, op. cit., pp. 184-251. によつた。
- (4) 一一月四日付。
- (5) 「プティト・ジロンド (Petite Gironde)」一一月三日付。「フランスの北アフリカ帝国にモロッコをつけ加えた事は、中央アフリカにおける犠牲を償つてなお余りある事である」「リ

- (6) D.D.F., Sér. 3, I, nos. 2, 3 notes.
- (7) 「リ・シタムト」 (Die Zukunft) —quot. in Binion, op. cit., p. 45.
- (8) Carroll, op. cit., p. 5.
- (9) 「ラ・ス・プレス」 (Press) 一八三六年発刊。〔アーティ・シャルナル (Petit Journal)〕一八六七年発刊。共和制に入りから発刊された新聞、(1)「ラ・ス・ラ・ス」を中心とした中央紙。「アーティ・ペリガヤ」 (Petit Parisien)」「マタ (Matin)」「ラ・ス・ラ・ス (Journal)」「ラ・ス・ラ・ス・ラ・ス (Journal des Débats)」「ラ・ス・ラ・ス (Echo de Paris)」「ラ・ガロ (Figaro)」「ラ・ス・ラ・ス (Humanité)」「ラ・ス・ラ・ス」「ラ・ス・ラ・ス・ラ・ス・ラ・ス (République Francoise)」(2)地方紙もかなりの力を發揮した。「ト・ラ・ス (Dépeche)」=「ラ・ス・ラ・ス」。「アーティ・ラ・ス (Petit Marsailais)」「ラ・ス・ラ・ス・ラ・ス・ラ・ス」「ラ・ス・ラ・ス・ラ・ス」「ラ・ス・ラ・ス・ラ・ス (Journal de Rouen)」「ラ・ス・ラ・ス・ラ・ス・ラ・ス (Echo de Nord)」=「ラ・ス・ラ・ス (Petit Comtois)」=「ラ・ス・ラ・ス」。Carroll, op. cit., pp. 8-11.
- (10) 西海太郎『現代フランス政治史』新潮書房、昭和三五年、一九七〇—一七回。井上善治『フランス史』山川出版社、昭和三四年、一九五二年。Thomson, D., Democracy in France. The Third and Fourth Republics. London, 1952, pp. 152-155.

- (11) Laffitte, L., Une Opinion sur la Question Alsace d'Alsace-Lorraine. Paris, 1897, p. 51. —quot. in Carroll, op. cit., p. 184.
- (12) 一八九五年、九九年の二回フランスの芸術家達がルリード絵画展を開いた。その結果は「一八九一年には穢れしく思われたのが、九九年には全く自然と見える」と表現された程友好的な結果であった。Routier, Un Point d'Histoire Contemporaine, p. 163.—quot. in Carroll, op. cit., p. 184.
- (13) Ibid., pp. 186-187.
- (14) 一八九三年に提案された。すなわち(1)州をフランスが買収。 (2)フランス植民地のヘンギンまたはマダガスカル島との交換。(3)州の中立化。 こうすれば採用せよといつ提案。 Ibid., p. 189.
- (15) 一八九八年四月一一日。『人民投票は愛国主義の義務の極端な否定である』。
- (16) 一八九八年九月十四日付。
- (17) 彼は「両州の無条件返還以外の如何なる解決もない」ルーヴル議會のパリュ・ラ・セーを譲り受けた。例へば Allemagne, France, Alsace-Lorraine, 1899. Carroll, op. cit., p. 190.
- (18) 「もし我々フランス社会主義者がフランスの名誉、安全、繁栄に無関心であつたのは、我々は祖国に対してもみならず、人類に対する罪を犯す事になる。何故ならフランス是一自由、偉大そして強力なフランスは人類の為に必要だからだ。我国が

第二次モロッコ事件におけるカイヨー内閣（梅原）

- 他からの脅威に曝かれるなら我々はフランスを防衛するであるう」。一八九三年一月三日付。「デペシュ・ム・トゥルーズ」より。横山信「フランス統一社会党と戦争問題—ジャン・ジョレスの所説を中心として」（『思想』No. 481、一九六四年七月）三頁より引用。またアルザス・ローヌ問題に関する「國家が受けた深い傷を我々は忘れない。それは人間の普遍の権利に傷をつけたものだ」と述べた。Annales, 1894, I, p. 318.; Journal officiel de la République Française, Chambre. 一八九五年四月八日。横山信、前掲論文、四頁、その二用。
- (19) Carroll, op. cit., p. 194.
- (20) 「アティーム・ラ・ブリック」一九〇一年九月三日付。
- (21) 「フィガロ」九月一八日付。「ジユルナル・デ・デバ」一〇日及み三〇日付。「タン」一一日付。
- (22) 「タン」一九〇三年一〇月一五日付。
- (23) 「ヒロー・ム・パリ」一〇月一五日付。「ジユルナル・デ・デバ」一五日付。「ペトリ（Patrie）」一五日付。「フィガロ」一五日付。
- (24) D.D.F., Sér. 2, I. ではこれらの交渉について沈黙している。これはそれらが公式交渉に発展しなかつたという証拠である。
- (25) 「ヒロー」一九一一年四月二二日付。「ムイシムヨーロッパも何も言わないだらう。何故なら彼らは何も言えないから」。
- 「ヒロー・ム・パリ」二二日付。「外交の状態はあるべき姿になつていね。……我々はロシアとイギリスと完全な調和を保つ

て活動している。彼らは必要なエネルギーのすべてを我々に供給してくれる」。『ペトリ』二六日付。「ドイツの態度は考慮するべきでない」。

(26) 五月一日付。

(27) 「タン」五月二日付。「私の記事は我々に警告を与えるもの何ら含んではいない」「レビューブリック・フランセーズ」「我々の行動はあらゆる政府に支持されている」。

(28) 「アクション・フランセーズ（Action Française）」五月五日付。

(29) 「タン」七月三日付。「フランスは一九〇九年協定を尊重してゐる。ドイツがその約束を破るなら、フランスがドイツと正常な関係を維持する事は不可能である」「ヤタン」七月七日付。

(30) 「ムイツが先ずその欲するものを提示すべきだ。やむなればフランスはムイツの気に入らない態度をとるであらう」。

例えは「ヤタン」七月一九日付、が一五日会談の内容を公表し、「ヒロー・ム・パリ」一〇日付、がフランス外相とショーンヒルが行なった会談（D.D.F., Sér. 2, XIV, no. 83.）の要約を掲載した事をキデルレンは軽率な言行だと激しく非難した。

Ibid., no. 90. また Ibid., no. 378. ではジユール・カンボンがカイヨーに「パリの新聞は『失敗の空氣』を醸成した」と不平をかこつてゐる。更に Ibid., nos. 91, 131, 139, 399, 403, 453. にも回顧の報告が見られる。

(31) 「ヒロー」八月四日付。

- (32) 「リブルテ」八月一日付。
- (33) 「ドーロワ」一一月五日付。『ローラの地を失う事は国家の世襲財産の一部を犠牲にし、人民の感情をフランスに附着せよ。つむずれ熱心な傾向に水を注すものである』「タノ」五日付。「如何なる領土割譲もフランスにおいて非常に痛い事である」。
- (34) 「タノ」一一月八日付。
- (35) 「フイガロ」一一月一〇日付。一九〇一年仏西条約。「アティエ・レピュブリック」一〇日付。一九〇四年英仏協定の秘密条約。「タノ」一一月四日付。一九〇五年仏西協定の全貌。「ドローヌ・エ・ペリ」一一月一一日付。一九〇九年独仏協定の秘密文書。以上のものを夫々暴露した。
- (36) 「ル・リット」一一月九日付。
- (37) Binion, op. cit., p. 45.
- (38) Annales, 1911, V, pp. 1350-1562.—quot. in Carroll, op. cit., p. 249. 極右派は反対、東部トゥーバ代表はドーラムの接近と同意した。これをねねのを恐れて棄権した。
- (39) Michon, G., La Préparation à la guerre, La Loi des trois aus 1910-1914. Paris, 1935, p. 79.—quot. in Binion, op. cit., p. 48. ドーラム以前彼は非公式な文書を握るが、たカイヨーの態度を快く思わず棄権した。棄権者は全体の四分の一であった。
- (40) Benoist, C. は著書 Souvenirs III, p. 163. これにて「終結組体よりの彼の交渉態度、精神は愛國者として奮闘したが、
- (41) 「アーヴィング」、「カーボル」はそれを「首相の馬鹿げた錯覚」と呼んでいる。Cambon, op. cit., p. 355.
- (42) オペラ劇場ドマヌス・ガランベキーが、窮屈、一チヤードバークを断念した。Benoist, op. cit., p. 47.
- (43) Benoist, op. cit., p. 167—quot. in Ibid.
- (44) 「アティエ・ローラ」一一月五日付。
- (45) 「ペニラ」一一月一六日付。
- (46) Un Livre Noir. I, p. 174.—quot. in Binion, op. cit. p. 48.
- (47) Caillaux, Mémoires, II, pp. 205-206.
- (48) 一九一一年一月一一日付。ペリでカイヨーを支援した新聞は「タノ」と「タノ」だけであった。Binion, op. cit., p. 49.
- (49) 「リブルテ」一九一一年一一月五日付。
- (50) ドーラムは一九一一年三月一五日「沈黙以上の恥はな。このもカイヨー側が沈黙を繰り返すのは議論から失格である。私は敢て「虹井」の演説した。Chambre des Députés; Débats 1912, p. 771,—quot. in Binion, op. cit., p. 49.
- (51) Siegfried, A., Tableau des partis en France, Paris, 1930, p. 98.
- (52) 横山信「ヨアンカンの外交指導」篠原、横山編『近代国家の政治指導』東京大学出版会、一九六四年、11回1回。
- (53) Nicolson, op. cit., pp. 56sq.